

110 特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
人員基準減算		☐ 該当	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない。	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月ごとに開催していない。	☐ 該当	
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。	☐ 該当	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。	☐ 該当	
高齢者虐待防止措置実施の有無	次にあげるすべての高齢者虐待防止に関する事項を運営基準に規定し、措置を講じていること	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための指針を整備	☐ 該当	
	高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施	☐ 該当	
	高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の選定	☐ 該当	
業務継続計画策定の有無	運営基準に規定する業務継続計画の策定等の措置を講じていること	☐ あり	業務継続計画の策定
	(1)又は(2)のいずれかに該当	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
入居継続支援加算（Ⅰ）	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※1）を必要とする者の占める割合が利用者の100分15以上	☐	該当	※1 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（※1）を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態（※2）の者の占める割合が入居者の100分の15以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	☐	該当	※2 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態
	(3) 又は(4)のいずれかに該当	☐	該当	
	(3) 介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上	☐	配置	
	(4) 介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上の場合次の（一）、（二）及び（三）のいずれにも適合すること	☐	該当	
	（一）業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」）を複数種類使用していること	☐	該当	
	（二）介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	(三) 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、①入居者の安全及びケアの質の確保、② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、③介護機器の定期的な点検、④介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算を算定していない	☐	該当	
	入居継続支援加算（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
	(1) 又は (2) のいずれかに該当	☐	該当	
	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為（※ 1）を必要とする者の占める割合が利用者の 100 分 5 以上	☐	該当	※ 1 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
	(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為（※ 1）を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態（※ 2）の者の占める割合が入居者の 100 分の 5 以上であり、かつ、常勤の看護師を 1 名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。	☐	該当	※ 2 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態
	(3) 又は (4) のいずれかに該当	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
入居継続支援加算（Ⅱ）	(3) 介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6 又はその端数を増すごとに1 以上	☐	配置	
	(4) 介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7 又はその端数を増すごとに1 以上の場合次の（一）、（二）及び（三）のいずれにも適合すること	☐	該当	
	（一）業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を複数種類使用していること	☐	該当	
	（二）介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	☐	該当	
	（三）介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、①入居者の安全及びケアの質の確保、② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、③介護機器の定期的な点検、④介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算を算定していない	☐	該当	
	入居継続支援加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下当該加算において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	実施	個別機能訓練計画
	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供	□	実施	
	(3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	□	実施	
	個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能。（利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、当該月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。）	□	該当	
	(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。	□	実施	個別機能訓練計画

点検項目	点検事項	点検結果		
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供	☐	実施	
	(3) (1) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。	☐	実施	
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	☐	該当	
	利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置	☐	該当	
	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同による利用者ごとに個別機能訓練計画を作成	☐	該当	個別機能訓練計画
	開始時における利用者に対する計画の内容説明	☐	実施	
	3月ごとに1回以上利用者に対する計画の内容説明、記録	☐	実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	☐	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	個別機能訓練加算 (Ⅰ) を算定	☐	該当	
	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	☐	該当	
	評価対象者（当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者）の総数が10人以上	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
A D L維持等加算（Ⅰ）	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出	☐	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上	☐	該当	
A D L維持等加算（Ⅱ）	評価対象者（当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者）の総数が10人以上	☐	該当	
	評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出	☐	実施	
	評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が <u>3</u> 以上	☐	該当	
夜間看護体制加算 <u>（Ⅰ）</u>	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	☐	配置	
	夜勤又は宿直を行う看護職員数が1名以上で、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を整備している	☐	あり	
	重度化した場合における対応の指針	☐	あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意	☐	あり	
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	☐	配置	
	重度化した場合における対応の指針	☐	あり	重度化対応のための指針

点検項目	点検事項	点検結果		
夜間看護体制加算(Ⅱ)	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意	☐	あり	
	看護職員，又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により，利用者に対して，24時間連絡できる体制を確保し，かつ，必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保している	☐	あり	夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等
若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	☐	該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐	実施	
協力医療機関連携加算	(1)又は(2)のいずれかの単位を算定			
	(1)当該協力医療機関が指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合	☐	該当	100単位を算定
	(2) (1)以外の場合	☐	該当	40単位を算定
	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を開催			
	＜電子的システムにより情報確認する場合＞ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合、年1回以上開催している	☐	該当	
	＜電子的システムを利用しない場合＞ 年3回以上開催している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	※電子的システムを利用しない場合で、以下の場合は年1回以上の開催で差し支えない ・入院の必要性が認められた当該施設の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合、入退院に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院時の連絡方法に係る適切な情報共有が行われている場合 ・往診の必要性が認められた当該施設の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合、往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は往診依頼時の連絡方法に係る適切な情報共有が行われている場合	☐	該当	
	会議の開催状況について、その概要を記録している	☐	該当	
	看護職員は、前回の情報提供日から次の情報提供日までの間、利用者ごとに健康の状況について随時記録している	☐	該当	
口腔・栄養スクーリング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供	☐	該当	
	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認し情報を担当介護支援専門員に提供	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクーリング加算を算定していない	☐	該当	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEに提出	☐	実施	
	必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入所生活介護の提供に当たって、LIFEに提出する情報その他指定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	☐	実施	

点検項目	点検事項	点検結果		
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した日から起算して30日以内	☐	該当	
	医療提供施設の職員と面談、利用者に関する必要な情報の提供を受ける。	☐	該当	
	特定施設サービス計画の作成	☐	該当	特定施設サービス計画
	過去3月間に当該特定施設に入居したことがない	☐	該当	
	30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居	☐	該当	この場合であっても算定可
退居時情報提供加算	医療機関へ退居した入居者であること	☐	満たす	
	本人の同意を得て退居後の医療機関に対し、心身の状況、生活歴等の情報を示す文書を添えて紹介を行う	☐	実施	心身の状況、生活歴等の情報を示す文書(別紙様式12)
	入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院していない	☐	満たす	
看取り介護加算(Ⅰ)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐	該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し同意を得ている。	☐	該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者(「医師等」という)が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	☐	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	☐	該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている	☐	該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている	☐	該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は家族の説明、同意を得ている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得ている	☐	該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	☐	該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録に日時、内容及び同意を得た旨を記載している	☐	該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及び本人家族の状況が記載されている。	☐	該当	
	死亡日45日前から死亡日	☐	該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	☐	該当	
	夜間看護体制加算を算定している	☐	該当	
看取り介護加算（Ⅱ）	加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上	☐	該当	
	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐	該当	
	看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し同意を得ている	☐	該当	
	医師、生活相談員、看護師、介護職員その他の職種の者（「医師等」という）が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている	☐	該当	
	看取りに関する職員研修を行っている	☐	該当	
	医師等が共同で作成した介護に係る計画が作成されている	☐	該当	介護に係る計画書
	医師等が介護に係る計画について説明し、同意を得ている	☐	該当	
	医師等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は家族の説明、同意を得ている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得ている	☐	該当	退居等の翌月になくなった場合
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	☐	該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭でした場合は介護記録に日時、内容及び同意を得た旨を記載している	☐	該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及び本人家族の状況が記載されている	☐	該当	
	死亡日45日前から死亡日	☐	該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	☐	該当	
	看取り介護加算（Ⅰ）を算定していない	☐	該当	
	夜間看護体制加算を算定している	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	☐	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的に実施	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当）の占める割合が2分の1以上	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	☐	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施（実施予定も含む）	☐	該当	
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症（※）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行っている	☐	該当	※対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。R6.4月時点においては、指定している感染症はない。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している	☐	あり	
	協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している	☐	あり	
	感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に一年に一回以上参加している	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、三年に一回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	□ あり	

1.（5）① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

概要	【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】
○ 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。 ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。 イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。 ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。 ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。 ○ また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】	
単位数	
< 現行 > なし	< 改定後 > 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位/月（新設） 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位/月（新設）
算定要件等	< 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） >（新設） ○ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

点検項目	点検事項	点検結果	
	<高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）>（新設） ○ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。		
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている	☐	あり
	業務改善の取組による成果が確認されている	☐	あり
	見守り機器等のテクノロジーを複数導入している	☐	あり
	1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている	☐	あり
	職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている	☐	あり
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている	☐	あり
	見守り機器等のテクノロジーを導入している	☐	あり
	1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている	☐	あり
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	次の（１）又は（２）に該当	☐	該当
	（１）介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70	☐	該当
	（２）介護職員の総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐	該当

点検項目	点検事項	点検結果		
	指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅲ）を算定していない	☐	該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	次の（１）、（２）、（３）のいずれかに該当	☐	該当	
	（１）介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐	該当	
	（２）看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上	☐	該当	
	（３）直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	該当	
	定員、人員基準に適合	☐	該当	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定していない	☐	該当	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	☐	あり	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ☐ 【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐	該当	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ【R8.6～、R8.5まで加算Ⅰ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ【R8.6～】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、◇職場環境等要件(1)及び◎令和8年度特例要件を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ【R8.6～、R8.5 まで加算Ⅱ】	●基本要件、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び◇職場環境等要件(1)を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐ 該当	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	●基本要件の(9)以外、○キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び◇職場環境等要件(2)を満たしている	☐ 該当	
●基本要件	(1) 仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。	☐ 該当	(月額賃金改善要件)
	(2) 介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事等に届け出ている。	☐ 該当	
	(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。	☐ 該当	
	(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告している。	☐ 該当	
	(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	☐ 該当	
	(6) 労働保険料の納付が適正に行われている。	☐ 該当	
	(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	☐ 該当	
	ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	☐ 該当	
	ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	イ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。	☐	①又は②に該当
	イ② 資格取得のための支援の実施	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	
○キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	イ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	☐	いずれかに該当
	イ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	☐	
	イ③ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	☐	
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
○キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	イ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の見込み額が年額440万円以上である。(短期入所・予防は同一事業所とみなす。)	☐	いずれかに該当
	ロ イを満たさない理由 ①小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ② 職員全体の賃金水準が低く、直ちにまで年額440万円賃金を引き上げることが困難であるため。	☐	
	ロ イを満たさない理由 ③ 規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。	☐	
○キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士等の配置要件)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)もしくは入居継続支援加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている	☐	該当
◇職場環境等要件(1)	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 3以上実施している。(⑪又は⑫は必須)	☐	いずれかに該当
	ロ 生産性向上推進体制加算を算定している	☐	
	ハ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している	☐	
	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに2以上を実施している。	☐	該当
◇職場環境等要件(2)	◆「生産性向上のための取組」区分		
	イ 2以上実施している。	☐	いずれかに該当
	ロ 生産性向上推進体制加算を算定している	☐	
	ハ 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、⑭の取組を実施している	☐	

点検項目	点検事項	点検結果		
	◆「生産性向上のための取組」以外の区分を区分ごとに1以上を実施している。	☐	該当	
◎令和8年度特例要件	ア) ケアプランデータ連携システムを利用(※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用の誓約で可能	☐	いずれかに該当	
	イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している。(※) ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、算定の誓約で可能	☐		
	ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。	☐		
◇職場環境等要件				
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化			
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築			
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 (採用の実績でも可)			
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施			
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等			
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動			
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入			
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保			
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備			
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備			

点検項目	点検事項	点検結果	
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている		
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている		
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実		
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施		
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施		
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備		
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている		
	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している		
	⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている		
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている		
	㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入		
	㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入		
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。		
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施		

点検項目	点検事項	点検結果	
やりがい・働きがいの醸成	㊸ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善		
	㊹地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施		
	㊺利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供		
	㊻ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供		